

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援策

## ひとり親世帯のかたへ

### ひとり親世帯臨時特別給付金

ひとり親世帯に対して、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

#### 【基本給付】

##### ●対象

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けているかた(児童扶養手当法に定める「養育者」含む)
- ②公的年金など(※1)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止のかた(※2)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給水準となっているかた(※1)遺族・障害・老齢・労災年金、遺族補償など(※2)既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けているかただけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測されるかたも対象です。(所得額が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る)

##### ●給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

#### 【追加給付】

##### ●対象

上記①②に該当するかたのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少したかた

##### ●給付額

1世帯5万円

##### ◆いずれも

##### ●申請

上記①のかたは、基本給付は申請不要、追加給付のみ申請が必要です。上記②③のかたは、申請が必要です。申請用紙は子ども福祉課窓口にあります。詳しくはお問合せください。

##### ●締切

令和3年2月26日(金)

申請・問合せ先 子ども福祉課 ☎072-433-7021

## 国民健康保険被保険者のかたへ

### 保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯の保険料を減免します。

##### ●対象

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入の減少が見込まれる世帯

##### ●要件

- 世帯の主たる生計維持者について、①～③のすべてにあてはまること
- ①事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額があるときは当該金額を控除した後の額)が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上の額であること
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

##### ●対象保険料

納付期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日までの保険料

##### ●申請

申請書(ホームページからダウンロード可)を郵送か窓口へ  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請を推奨します

##### ●申請に必要なもの

減免申請書、収入状況申告書、収入減少がわかる書類の写し、印鑑(朱肉を使用するもの)

##### ●締切

令和3年3月31日(水)

申請・問合せ先 国保年金課 ☎072-433-7271

### 傷病手当金

国民健康保険被保険者(給与などの支払いを受けているかたに限る)が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間の傷病手当金を支給します。

##### ●支給期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、労務に服することができなかった日より起算して3日を経過した日から、就労を予定していた日数

##### ●支給額

支給額 = (直近の継続した3カ月間の月間給与と収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給期間の日数

##### ●申請

申請書(ホームページからダウンロード可)を郵送か窓口へ  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請を推奨します

##### ●申請に必要なもの

国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(世帯主・被保険者・事業主・医療機関用すべて)、振込口座がわかる通帳などの写し、印鑑(朱肉を使用するもの)

##### ●締切

労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年

申請・問合せ先 国保年金課 ☎072-433-7273

## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン展開中

大阪労働局、各労働基準監督署は、職場における熱中症による死亡ゼロを目指して、9月30日までの間キャンペーンを展開しています。

熱中症は、屋外の炎天下での作業中に発生すると思われがちですが、屋内作業場でも発生しています。

また今年は新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。

外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、より一層の職場での熱中症予防の徹底が必要です。

### 職場での熱中症を予防するためのポイント

- ・暑さの指数(WBGT値)を測定し、指数に応じた対策をとりましょう
- ・冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう
- ・作業時間の短縮や、こまめな休憩をとりましょう
- ・のどが渇いていなくても定期的に水分、塩分をとりましょう
- ・異常を感じたら気軽に申し出ることができるようにしましょう
- ・異常の申し出があったらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう

◆新型コロナウイルス感染症予防対策(外出機会の減少、マスク着装など)への対応として、今年は特に水分・塩分補給の徹底と放熱効果の高い服装や装備の活用をしましょう。



問合せ先 岸和田労働基準監督署 安全衛生課 ☎072-498-1013

## 農業者のかたへ

### 高収益作物次期作支援交付金(農林水産省事業)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高収益作物(野菜・果樹・花き・茶)の次期作に前向きに取り組む農業者を支援します。

申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請・問合せ先 貝塚市農業再生協議会事務局(農林課内) ☎072-433-7380



### 新しい生活様式

